

品川区災害廃棄物処理計画 概要版

1. 品川区災害廃棄物処理計画について

(1) 計画作成の背景・目的

- 東日本大震災では、膨大な災害廃棄物により被災地の復旧・復興に大きな影響が発生
- 近年、自然災害が激甚化・頻発化していることから、**災害廃棄物対策のさらなる強化**が必要
 - 国：「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「災害対策基本法」一部改正、「災害廃棄物対策指針」改定
 - 東京都：「東京都災害廃棄物処理計画」策定

- ① 首都直下地震などの大規模災害に伴い発生した災害廃棄物を迅速かつ適正に処理することによる、**区民の生活環境保全、公衆衛生の確保、早期の復旧・復興**
- ② 発災後の事態を平常時にあらかじめ想定しておくことによる、**発災初期期の混乱低減**
- ③ 区、特別区、東京二十三区清掃一部事務組合、東京二十三区清掃協議会、東京都、協定に基づく事業者、区民の役割を明確にすることによる、**円滑な相互連携の実現**

(2) 計画の位置付け



※発災後、被災地域の様相を考慮した上で、実際に災害廃棄物を処理する方法等を定めた品川区災害廃棄物処理実行計画を策定する。

(3) 計画の基本方針

①計画的な対応・処理	災害廃棄物発生量、道路、施設、仮置場被災状況や処理能力等を逐次把握した上で、計画的処理の推進
②衛生的な処理	生活環境の保全及び公衆衛生を確保するための処理優先度の考慮、適正な処理、円滑・迅速な処理
③安全性の確保	宅地での解体作業、仮置場での搬入・搬出作業における、周辺住民や処理従事者の安全性確保
④環境に配慮した処理	処理現場の周辺環境等への配慮
⑤経済性に配慮した処理	最少費用・最大効果での処理方法の選択（公費処理のため）
⑥分別・再生利用の推進	処理・処分量削減のための、分別・再生利用・再資源化の促進
⑦区民やボランティアとの協力	排出・分別ルール広報、混乱防止、区民・ボランティアとの協力
⑧共同処理及び関係機関との連携	特別区・清掃一組・清掃協議会等との連携、国・他自治体との協力・支援

2. 対象とする災害

(1) 対象とする災害

- **地震災害**：地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火災、爆発、その他の異常な現象により生ずる被害
 - ※被害が最大となる条件：東京湾北部地震（風速8m/s・冬18時）
- **風水害**：大雨や台風、低気圧や前線、そして竜巻などの突風により生ずる被害
 - ※被害が最大となる条件：最大規模の降雨による浸水

3. 対象とする廃棄物

(1) 対象とする廃棄物の種類

災害時に発生する廃棄物の種類	概要	
災害がれき	・道路啓開や救助捜索活動に伴い生じる廃棄物 ・被災建築物の解体撤去で発生する廃棄物	
ごみ	片付けごみ	・損壊家屋から排出される家財道具（通常の粗大ごみは除く）
	生活ごみ	・被災した住民の排出する生活ごみ（通常生活で排出される生活ごみは除く） ※避難施設および在宅避難で排出される生活ごみを含む ・その他、災害に起因する廃棄物
	事業系一般廃棄物	・被災した事業所からの廃棄物（通常の事業活動に伴う廃棄物は除く）
し尿	・被災施設の簡易トイレや仮設トイレからのし尿（通常生活で排出されるし尿は除く）	

※品川区では通常、燃やすごみ・陶器ガラス金属ごみ・粗大ごみは各戸収集、資源については資源回収ステーションでの収集を行っている。発災後72時間経過後に通常収集を再開予定。

(2) 対象とする廃棄物の例

【災害がれきの例】

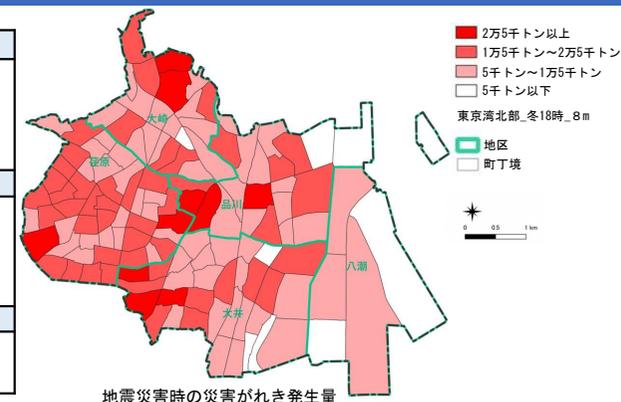
- 可燃系混合物
- 不燃系混合物
- 木質系混合物（木くず）
- 金属系混合物（金属くず）
- コンクリート系混合物（コンクリートがら）

【片付けごみ（損壊家屋等からの排出ごみ）の例】

- 粗大ごみ
- 廃家電
- 腐敗性廃棄物
- 危険物・有害物

4. 災害廃棄物発生量の推定 ※例：地震による発生量

災害がれき発生量
➢重量：約190万 t ➢体積：約253万 m ³ ※風水害によるがれき発生量は約7.4万 t
ごみ発生量
➢生活ごみ：約278t/日 ※避難施設における生活ごみ：約82 t/日 ➢片付けごみ（粗大ごみ） ：約7.7千 t/年
し尿発生量
➢約32万 L/日



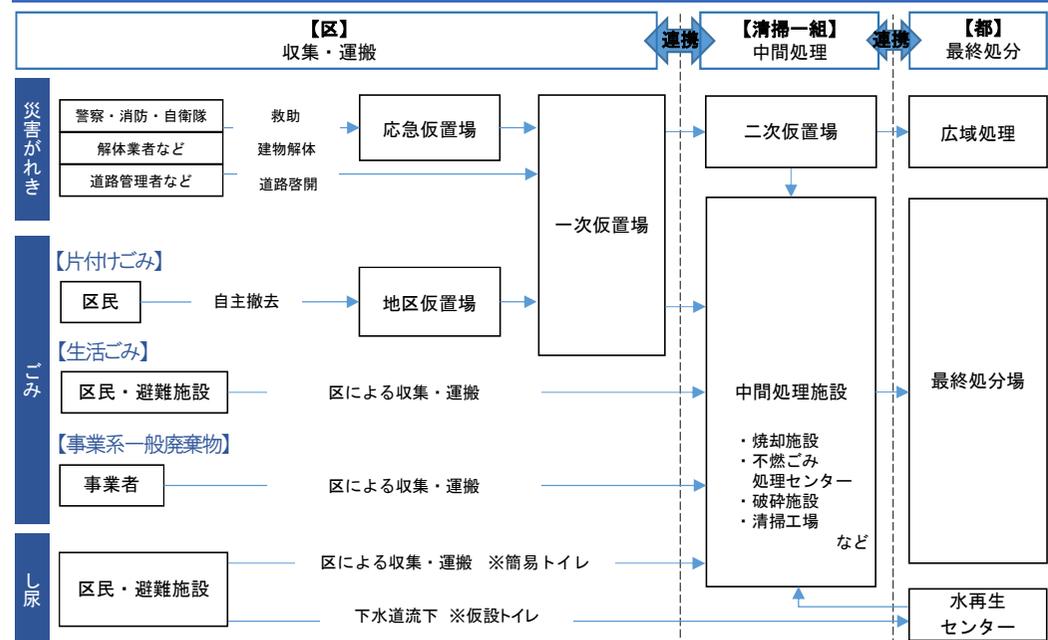
- ・風水害と比較し、地震による災害廃棄物発生量が大きく上回るため、地震による災害廃棄物を対象として処理計画を検討
- ・風水害による災害廃棄物処理について留意が必要な点についても補足的に検討

品川区災害廃棄物処理計画 概要版

5. 各主体の役割分担の基本的な考え方

①品川区	・自区域内で発生した災害廃棄物の収集・運搬
②特別区	・各区域内で発生した災害廃棄物について、連携した収集・運搬 ・二次仮置場、仮設処理施設、資源化物一時保管場所などの共同設置、処理の実施
③清掃一組	・中間処理：可燃ごみの焼却処理、不燃ごみの破碎・選別処理、粗大ごみの破碎処理など ・くみ取りし尿と浄化槽汚泥の処理（下水道投入等）
④清掃協議会	・特別区及び清掃一組の事務のうち、廃棄物収集・運搬に係る請負契約の締結に関する事務の連絡調整、管理、執行
⑤東京都	・災害の被害状況や対応状況等を踏まえた、区への技術的支援や各種調整 ・区の廃棄物所管部署の執行体制が喪失した場合、廃棄物処理主体の代行 ・広域処理：他道府県への広域処理の要請 ・最終処分：最終処分の実施
⑥国	・災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）等による技術的な指導・助言
⑦自衛隊・警察・消防	・道路上の災害廃棄物の撤去や倒壊した建物の解体・撤去
⑧協定自治体	・災害廃棄物処理に係る必要資機材等の支援 ・災害廃棄物等の収集運搬・処理支援
⑨協定事業者	・災害廃棄物処理に係る必要資機材等の支援 ・業務委託による災害廃棄物等の収集運搬・処理支援
⑩ボランティア	・被災家屋の後片付け等の被災者支援
⑪事業者	・被災した事業場から排出される廃棄物の分別、再生利用、再資源化
⑫区民	・廃棄物の排出段階での分別の徹底

6. 災害廃棄物処理の流れ



7. 仮置場の確保・運営

(1) 仮置場の種類

種別	定義	
地区仮置場	住宅地等に設置し区民が自ら片付けごみ等を搬入する仮置場。 (区立公園等を利用した区民に身近な場所に設置する仮置場)	3日後～1か月
応急仮置場	救助活動、建物解体、道路啓開等により発生する災害がれきの一時的な仮置場として設置する。	発災24時間以内～1週間
一次仮置場	救助活動、建物解体、道路啓開現場や、地区仮置場、応急仮置場等から区が収集した災害廃棄物を集積し、分別・保管する仮置場。	3日後～3年
二次仮置場	各区の災害廃棄物を集積、分別し、処理するまでの間保管する仮置場。仮設処理施設も併設する。(特別区内で数か所を想定)	3週間後～3年
資源化物一時保管場所	資源化処理した災害廃棄物を買取り業者に引き渡すまでの間、必要に応じて一時的に保管する場所(二次仮置場に併設することを想定)	3週間後～3年

(2) 区内の仮置場候補地

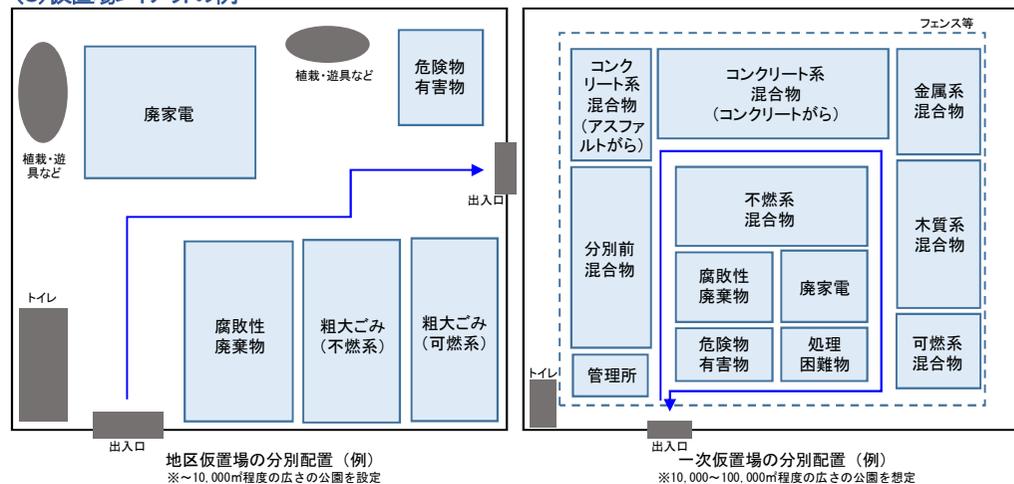


地区	公園数	公園面積 (㎡)	有効面積 (㎡) ※
品川	65	159,427	79,714
大崎	57	270,094	135,047
大井	33	35,180	17,590
荏原	113	180,075	90,037
八潮	10	724,142	362,071
合計	278	1,368,919	684,459

※有効面積50%と仮定

※仮置場候補地は区内の全公園とし、公園の面積規模ごとに使用用途を検討する。
 なお、区内の公園は災害時に様々な用途で使用されるため、発災時の状況に応じて検討を行う。

(3) 仮置場レイアウトの例



※円滑な災害廃棄物処理を実施するため、災害廃棄物の排出段階での分別を徹底する。